

特許係争の実務

大野総合法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士・弁理士 大野 聖二

第18講 クレーム解釈論－明細書の参酌

第1 はじめに

前講で説明したとおり、被疑侵害製品、方法がクレームのすべての要件を文言的に充足すれば、文言侵害が成立する。クレームの要件を文言的に充足するかどうかを判断するにあたっては、クレームの要件の意味内容を明らかにする必要がある、これがクレーム解釈と呼ばれる問題である。

特許法上、クレームは、明確に記載する必要がある（特許第36条6項2号）、理想的には、クレームの文言は、被疑侵害製品、方法の該当性を判断するにあたっては、一義的に明確なことが望まれてはいる。しかし、現実には、クレームは、技術思想を言葉を用いて説明するものである以上、限界があり、経験上も、このような理想的なクレームを作成することは不可能である。したがって、クレームは、クレーム解釈という作業を経て、その意味内容が明らかとなることが当然の前提とされているのである。つまり、クレームの意味内容が一義的に定まらなくても、明確性要件違反の問題とはならないのである。そこで、クレーム解釈は、いかなる資料を用いて、どのような指針に基づいて行うかが問題となる。

なお、本講で採り上げる問題に関しては、我が国の教科書等では、「技術的範囲の確定」の問題として取り上げられることが多く、その場合、均等論は、別途、論じられているものが殆どである。¹本講は、均等論の講で説明するが、均等論を含めて、技術的範囲の確定の問題として捉えているので、技術的範囲の確定の一部としてのクレーム解釈の問題として論じることとする。

第2 明細書の参酌

特許法は、第70条1項で「特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。」と規定し、2項では、「前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする」と規定しているので、クレーム解釈において、明細書の記載及び図面を参酌できることは、特許法上、明らかである。

特許施行規則は、「用語は、学術用語を用いる。」「用語は、その有する普通の意味で使用し、

1 中山信弘『特許法（第二版）』422-442頁等。